

入 札 説 明 書

令和7年度ボイラー運転管理及び施設設備管理等業務委託

岩手県立遠野病院総務課

入札説明書

この入札説明書は、岩手県立遠野病院が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 業務件名 令和7年度ボイラー運転管理及び施設設備管理等業務委託
- (2) 業務の仕様等 別紙「令和7年度ボイラー運転管理及び施設設備管理等業務仕様書」による
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 岩手県立遠野病院

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岩手県内に本社（本店）を有する者又は県外に本社（本店）を有しているが県内に支店等を有している者であること。
- (3) 入札日現在で、岩手県総務部で作成した令和4・5・6年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿において登録を受けている者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（再生計画認可の決定を受けている者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（県が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、次の書類を令和7年3月3日（月）まで（受付時間は平日の9時から17時までの間）に15（3）の場所に提出しなければならない。
なお、入札参加者は提出した書類について病院長から説明を求められた場合には、完全な説明をしなければならない。

また、郵送による提出も認めるが期日必着とする。

ア 庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿の登録者

(ア) 入札参加資格確認申請書（別紙「様式第1-1号」）

(イ) 誓約書（別紙「様式第2号」）

(ウ) 業務履行等調書（別紙「様式第3号」）

実績が確認できる書類（実績証明書等）過去2年以内2件以上

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 入札参加者は、本説明書（仕様書を含む。）を熟覧の上、入札しなければならない。

4 質問書の受付及び回答方法

本件入札に対して質問がある場合は、書面（任意様式。FAXによる提出可）により令和7年2月21日（金）17時までに、15（3）の場所に提出しなければならない。

なお、回答は、入札参加者に対し令和7年2月28日（金）17時までにFAXにより送信する。

5 入札の方法等

(1) 総価入札に付する。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書を郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、書留郵便により令和7年3月6日（木）17時までに15（3）の場所に届くように提出すること。

(4) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、金額の訂正はすることができない。

また、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(6) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

6 入札書記載事項

(1) 入札年月日

(2) 頭書に「入札書」である旨記載

(3) 入札金額

(4) 入札件名

- (5) あて名は「岩手県立遠野病院長」とする。
- (6) 入札参加者住所・氏名・印（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者氏名・印（頭書に「上記代理人」と記載））

7 入札及び開札の日時及び場所等

令和7年3月7日（金）10時00分 岩手県立遠野病院会議室

- (1) 入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の額とする。ただし、入札日現在で、岩手県総務部で作成した令和4・5・6年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿において登録を受けている者、又は保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者は、その全部又は一部を免除する。
- (2) 入札保証金は、契約の相手方が契約を締結しないときは、県に帰属する。

9 入札への参加

3（1）により提出された書類を審査した結果、仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、審査結果は令和7年3月6日（木）までにFAXにより通知する。

10 入札の無効

次のいずれかの項に該当する入札は無効とする。

- (1) 一般競争入札の参加資格のない者が提出した入札
- (2) 指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札
- (3) 委任状の提出がなされていない代理人のした入札
- (4) 同一入札参加者又は代理人からの2つ以上の入札
- (5) 入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札
- (6) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 記名押印のない入札

- (9) 明らかに連合によると認められる入札
- (10) 他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札事務担当職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札

11 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 本入札においては、最低制限価格を設ける。
- (2) 本件調達に係る入札公告に示した競争参加資格を証明した書類及び入札書を提出期限までに提出した入札参加者であって、医療局財務規程第 190 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低の価格の入札者であっても落札者とはならないこと。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (4) (3) の同価格の入札をした者のうち、立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (5) 落札者が契約者の指定する期日までに契約を締結しないときは、落札を取消すことがある。

12 再度入札に関する事項

- (1) 最初の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札に付する。
- (2) 開札に立ち会わない競争参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができない。また、7 (3) により、入札場から退去させられた者も同様とする。

13 契約成立要件

落札の決定後、この入札に付する委託業務に係る請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げる要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

- (1) 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（県が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (2) 岩手県から庁舎等管理業務の委託契約又は県営建設工事に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店もしくは営業所を代表する者等、その他経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定

する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

14 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の5以上の額とする。
ただし、医療局財務規程第203条に該当する場合においては、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金は、契約履行後に契約の相手方に還付する。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは、県に帰属する。
- (5) 「別添1（契約の保証について）」1の規定による確認のため、別紙1「契約の保証に関する届出書」を落札後速やかに岩手県立遠野病院長に提出するものとする。
- (6) 契約書の条項は、別添「契約書案」による。

15 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとし、本件入札が中止された場合等であってもその補償を請求することが出来ないものとする。
- (2) 本委託業務に係る予算案が県議会の2月定例会において否決された場合は、本契約手続きを取り消すものとする。
- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
郵便番号 028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩14地割74番地
岩手県立遠野病院総務課 電話番号 0198-62-2222
FAX 番号 0198-62-0113
- (4) 別添で示している委任状様式及び入札書様式は参考のため示しているものであり、内容が具備してあれば、他の様式でも認めるものとする。

別添1

○契約の保証について

1 落札者は、以下の（1）から（4）のいずれかの書類を提出又は提示しなければならない。

（1）契約保証金納付に係る領収書

〔注〕ア 契約保証金の金額に相当する金額の金銭の納付に係る領収書を病院長に提示すること。

イ 契約金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、病院長の指示に従うこと。

ウ 受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受託者は、業務完了後、契約金額の支払請求書の提出とともに契約保証金の還付を求める旨の請求書を提出すること。

（2）契約保証金に代わる担保となる有価証券等に係る有価証券納付書及び現品

〔注〕ア 契約保証金の金額に相当する医療局財務規程第204条に規定する契約保証金に代わる担保及び当該担保に係る有価証券納付書を病院長に提出すること。

イ 契約代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、病院長の指示に従うこと。

ウ 受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、有価証券等は県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受託者は、業務完了後、契約金額の支払請求書の提出とともに有価証券還付請求書を提出すること。

（3）債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

〔注〕ア 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用共同組合、農業共同組合、水産業共同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、「岩手県立遠野病院長 鈴木 雄」と記載されるように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、業務委託契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。

エ 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務委託契約書に記載される

業務名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、委託期間を含むものとする。

キ 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されるものとする。

ク 契約金額の変更又は委託期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱については、病院長の指示に従うこと。

ケ 受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ 受託者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、病院長から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

(4) 債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約に係る証券

〔注〕ア 履行保証保険とは、保険会社が、債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

イ 履行保証保険は、定額填補方式を申し込むこと。

ウ 保険証券の被保険者の欄には、「岩手県立遠野病院長 鈴木 雄」と記載されるように申し込むこと。

エ 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、業務委託契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。

オ 保険金額は、契約金額の100分の5の金額以上とする。

カ 保険期間は、委託期間を含むものとする。

キ 契約金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱については、病院長の指示に従うこと。

ク 受託者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は県に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- 2 1の規定にかかわらず、岩手県総務部で作成した令和4・5・6年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿において登録を受けている者に該当し、かつ、国又は地方公共団体を相手とした実績が確認できる書類（実績証明書等）について、過去2年以内2件以上を提出したときは、契約の保証を付さなくてよいものとする。

令和7年度ボイラー運転管理及び施設設備管理等業務委託契約書

岩手県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、岩手県立遠野病院のボイラー運転管理及び施設設備管理等業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

第1 乙は、甲が定めた別紙「令和7年度ボイラー運転管理及び施設設備管理等業務仕様書」及び「令和7年度ボイラー設備運転管理及び施設設備管理業務内容明細書」により、ボイラー運転管理及び施設設備管理等業務（以下、「委託業務」という。）を誠実に実施しなければならない。

第2 委託業務に係る委託料は、年額〇〇円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額〇〇円）、月額〇〇円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額〇〇円）とする。

2 甲は、乙に対し、前項の委託料の月額を1箇月ごとに支払うものとする。

第3 契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

第4 契約保証金は、〇〇円とする。

2 乙は、契約保証金をこの契約締結と同時に甲に納付するものとする。

3 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、契約保証金を乙の請求により遅滞なく返還するものとする。

※ 契約保証金を免除する場合

第4 契約保証金は、免除する。

第5 甲は、乙に対して、委託業務の実施に関し、必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し必要であると認めた場合は、甲の指示を受けるものとする。

第6 乙は、委託業務の着手前に、委託業務に従事させる者（以下「従事者」という。）の名簿（様式1）を甲に提出しなければならない。提出後異動があった場合も同様とする。

2 甲は、従事者のうち、委託業務に従事させることが不相当と認める者については、その理由を明示して乙にその交替を求めることができる。

3 乙は、年2回甲の指定する時期に従事者の健康診断を実施し、その結果を書面をもって甲に報告しなければならない。

第7 乙は、毎回の委託業務が完了した都度、ボイラー運転管理及び施設設備管理等業務完了報告書（様式2）を甲に提出し、その完了確認を受けなければならない。

2 甲は、前項の規定による報告書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して10日以内に、当該報告書を審査し、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

第8 甲は、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させる措置をとるべきことを乙に指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するものとする。

3 第7第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

第9 乙は、第7第2項の規定により1箇月ごとの検査に合格した場合は、請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

第10 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、委託料の支払を遅延した場合には、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

第11 甲は、乙が委託期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、委託料から甲の検査に合格した完了部分があるときは、完了部分の契約金額相当額を控除した額につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

第12 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

第13 甲は、乙が実施した委託業務の契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、代価の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第14 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第5若しくは第13第1項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

第15 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は

暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、又は便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

第 16 第 14 又は第 15 の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

※ 契約保証金を免除する場合

第 16 乙は、第 14 又は第 15 の規定によってこの契約を解除されたときは、損害賠償として契約金額の 100 分の 5 に相当する額を甲に納付するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

第 17 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察に通報しなければならない。

第 18 乙は、甲の許可又は承認を得て甲の施設及び各種設備等を使用することができる。ただし、甲の許可を得ないで、施設内に自己の設備を取り付けてはならない。

2 甲は、乙に対し、委託業務に必要な用水、給湯及び電力を無償で提供するものとする。ただし、乙は、その使用にあたっては、効率的に使用し節減に努めなければならない。

第 19 乙は、委託業務の実施にあたり病院等の施設及び各種施設等に損害を与え、又は第三者に対して損害を与えた場合は、その損害賠償の責めを負わなければならない。

第 20 乙は、委託業務の実施にあたり従事者が次の各号に該当する行為をしないよう十分指導し監督をしなければならない。

(1) 施設内の風紀をみだし又は安全、衛生、その他の規律に反すること。

(2) 業務中、甲の指定する場所以外の場所で喫煙し又は火気を使用すること。

(3) 業務上必要のない場所への立ち入り若しくは、許可なく器物等を移動し又は持ち出すこと。

第 21 乙は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いに

については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第 22 乙は、本契約に基づく委託業務の実施を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の審査を受け、承諾を得たものについてはこの限りではない。

第 23 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

第 24 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 7 年〇月〇日

岩手県

契約担当者 岩手県立遠野病院長 鈴木 雄 印

岩手県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

株式会社〇〇〇〇

代表者 代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 乙は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第5 乙は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項。

(指示、報告等)

第6 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第7 乙は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に

係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 甲は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。